

最高裁秘書第972号

令和5年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年2月13日付け（同月14日受付、第040549号）で申出があり、  
同月24日付で補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開  
示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年度に開催された判事任官者研究会の配付資料の目次

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載  
された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対  
して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）